

令和8年度 第218号

道路測量業務委託

特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条（適用範囲）

本特記仕様書（以下「本仕様書」という）は、明日香村（以下、「発注者」という）が委託契約を行う「道路測量業務委託」（以下、「本業務」という）に適用するものとする。

受注者は、本仕様書に定めのない事項で業務上必要な事項については、その都度、発注者と協議し、処理を行うものとする。

第 2 条（業務の目的）

本業務は、村道入谷新道線において現況状況を把握し、観光資源への円滑な車両交通の確保と歩行者の安全確保のための基礎資料を得ることを目的とする。調査範囲については、業務着手前に監督職員と十分協議を行い確認すること。

第 3 条（準拠する法令）

本業務の実施に際しては、業務委託契約書及び本特記仕様書等に基づいて実施するものとする。

第 4 条（業務の範囲）

奈良県明日香村栢森 地内

第 5 条（業務期間）

本業務の期間は、契約締結日より令和 9 年 1 月 1 5 日までとする。

第 6 条（貸与資料）

本業務で必要と認められる、次の資料を貸与するが、その取扱いに充分注意し、本業務完了後は速やかに返却するものとする。

1）業務上必要と認められるもの

1 式

第 7 条（業務情報の保護）

受注者は、本業務により知り得た情報については、業務中はもちろんのこと、完了後も第三者に漏らしはならない。

第 8 条（提出書類）

受注者は委託業務契約後、速やかに下記書類を提出しなければならない。

- | | |
|----------------|-----|
| ① 業務計画書 | 1 部 |
| ② 業務着手届 | 1 部 |
| ③ 主任技術者届および経歴書 | 1 部 |
| ④ 工程表 | 1 部 |

第 9 条（配置技術者）

主任技術者は、測量士の資格保有者であること。主任技術者は継続して 3 ヶ月以上の雇用関係にある上記の資格を有する者を配置すること。測量主任技術者は測量法に規定する測量士の登録を受けている者を配置すること。

第 10 条（品質確保）

品質確保の対策として下記の承認を県内の本社又は支社・支店・営業所で取得していること。
・ISO(品質マネジメントシステム [ISO 9001・JISQ9003])

第 11 条（工程管理）

受注者は工程表に基づく適正な工程管理に努めるとともに、本業務の進捗状況を適宜、発注者に書面をもって報告するものとする。

第 12 条（損害賠償）

本業務実施にあたり、受注者が第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償は受注者がその責任を負い、速やかに対処するものとする。

第 13 条（疑義等）

業務の遂行上必要と認められたもので、本仕様書において明記なき事項および疑義が生じた場合、速やかに発注者と受注者で協議し、発注者の指示に従うものとする。

第 14 条（成果品の瑕疵担保）

成果品の納入後、当成果品について不備あるいは、誤りの指摘があった場合、速やかに無償にて訂正を行うものとする。

第 2 章 業 務 概 要

第 15 条（業務概要）

本業務の概要は、以下のとおりとする。

1) 測量業務

① 3 級基準点測量

3 点

② 4 級基準点測量

10 点

③ 現地測量 1/500

A=0.03k m²

④ 用地測量

一式

⑤ 打合せ協議

中間 1 回

第 3 章 業務内容（測量業務）

第 16 条（総則）

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和 2 年 1 0 月奈良県県土マネジメント部）」「測量業務共通仕様書（令和 2 年 1 0 月奈良県県土マネジメント）」及び、「国土交通省公共測量作業規程及び同運用基準」、「奈良県公共測量作業規程」（以下「共通仕様書等」という。）によるものとする。

第 17 条（測量：業務内容）

1. 作業計画

測量業務の実施に伴う作業計画の策定を行う。

2. 3 級・4 級基準点測量

新点は後続作業の利用等を考慮し、適切な位置に選点する。新点の位置を選点したのち、平均図を 作成し監督員の承諾を得た後、基準点の設置を行う。平均図に基づき観測図を作成し、観測を行う。使用機器について、適宜点検及び調整を行う。

また、精度管理は点検計算を行い、許容範囲を超えた場合は再測し、新点の位置を求める。

3. 現地測量

現地において測量機等を用いて地形、建物等を測定し、数値地形図データを作成する

4. 公図等の転写、土地の登記記録調査

管轄法務局において、公図・土地の登記記録の調査を行い、その他調査資料との整合性の確認を行い整理する。